

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例  
に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととする。(第12条の2、第13条の5、第31条の3、旧第13条の5、旧第18条の8、旧第31条の3関係)
- 2 この政令は、令和7年4月1日から施行することとする。(附則関係)